

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和 7 年
5 月 16 日
(金曜日)

目次

○告示	一
県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に係る補償基礎額に関する告示の一部改正（給与厚生課）	一
県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額に関する告示の一部改正（給与厚生課）	一
県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第十条の二第一項に規定する知事が定める金額に関する告示の一部改正（給与厚生課）	二
○公告	二
家畜商講習会の開催（ぶちうまやまぐち推進課）	二
契約の締結（会計課）	二
○選管告示	三
個人演説会等を開催することができる施設に関する告示の一部改正（二件）	三
不在者投票のできる病院の指定に関する告示の一部改正	四
不在者投票のできる老人ホームの指定	四
○雑報	四
県報の正誤（令和五年二月十日山口県告示第四十九号ほか一件）	四
山口県告示第百六十号	
県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に係る補償基礎額に関する告示（昭和四十三年山口県告示第四百五十五号）の一部を次のように改正する。	
改正後の県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に係る補償基礎額に関する	

る告示は、令和七年四月一日以後に支給すべき事由が生じた年金たる補償以外の補償について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた年金たる補償以外の補償については、なお従前の例による。

令和七年五月十六日

山口県知事 村岡 嗣政

一 補償基礎額の表第二号のイ中「四千六十円」を「四千二百円」に改める。

山口県告示第百六十一号

県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額に関する告示（平成四年山口県告示第六百五十三号）の一部を次のように改正する。

改正後の県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額に関する告示は、令和七年四月一日以後の期間に係る年金たる補償及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償については、なお従前の例による。

令和七年五月十六日

山口県知事 村岡 嗣政

表中「五、二六三元」を「五、四九九円」に、「一三、四四二円」を「一三、九七五円」に、「五、八七二円」を「六、一四三円」に、「六、三八〇円」を「六、七〇三元」に、「一四、八四二円」を「一五、二三七円」に、「六、七二二円」を「七、〇二三元」に、「一七、六一九円」を「一八、〇一六円」に、「七、〇七八円」を「七、三二六円」に、「二〇、六四九円」を「二〇、八六四円」に、「七、二六八円」を「七、五七六円」に、「二一、九七一円」を「二二、五六四円」に、「七、四三三円」を「七、七六六円」に、「二三、八八六円」を「二三、六六六円」に、「七、二九〇円」を「七、七一〇円」に、「二四、九一六円」を「二五、三五四円」に、「六、九七五円」を「七、三四八円」に、「二五、三八五円」を「二六、一八七円」に、「五、八六〇円」を「六、一九二円」に、「二一、三二四円」を「二二、六九四円」に、「四、〇六〇円」を「四、二〇〇円」に、「一六、〇七五円」を「一七、四八四円」に改める。

山口県告示第百六十二号

県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第十条の二第一項に規定する知事が定める金額に関する告示（平成八年山口県告示第二百七十七号）の一部を次のように改正する。

改正後の県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第十条の二第一項に規定する知事が定める金額に関する告示は、令和七年四月一日以後の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。

令和七年五月十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

表常時介護を要する状態の項中「八万二千二百九十円」を「八万五千四百九十円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「四万六百元」を「四万二千七百元」に改める。



(九五) 家畜商講習会の開催

家畜商法（昭和二十四年法律第二百八号）第四条の二第二項の規定により、家畜商講習会を次のとおり開催します。

令和七年五月十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 講習の対象となる者

家畜の取引の事業を営むため、家畜商の免許を受けようとする者

二 講習会の日時及び場所

(一) 日時 令和七年七月二十八日（月曜日）及び同月二十九日（火曜日）の午前九時から午後五時まで

(二) 場所 防府市牟礼一〇三二八 山口県農林総合技術センター 農大教育棟第二教室

三 講習の科目及び時間

科	目	時 間

家畜の取引に関する法令

家畜の品種及び特徴

家畜の悪癖、機能障害及び疾病

四

四

六

四 受講の手続

講習を受けようとする者は、受講願書に家畜商講習会受講手数料三千四百八十円に相当する山口県収入証紙及び写真（縦三・五センチメートル、横二・五センチメートルとし、出願前六月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のものとす。）を貼って、県内に居住する者にあつてはその者の住所を所管する農林水産事務所又は農林事務所の畜産部に、県外に居住する者にあつては山口市滝町一番一号（郵便番号七五三三八五〇一）山口県農林水産部ぶちうまやまぐち推進課に提出すること。

五 受講願書の提出期限

令和七年六月二十日（金曜日）

六 その他

この講習会の受講についての問合せは、山口県農林水産部ぶちうまやまぐち推進課（電話〇八三一九三三三三五五六）又は最寄りの農林水産事務所若しくは農林事務所の畜産部にすること。

(九六) 契約の締結

次のとおり随意契約の方法により契約を締結しました。

令和七年五月十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 事務を担当する課の名称及び所在地

会計管理局会計課 山口市滝町一番一号

二 契約に係る特定役務の名称及び数量

令和七年度公金収納のe L T A X 活用による納付通知書QRコード印字対応改修業務 一式

三 契約の相手方を決定した手続

随意契約

四 契約の相手方を決定した日

令和七年三月二十五日

五 契約の相手方の名称及びその主たる事務所の所在地
株式会社日立製作所 東京都千代田区丸の内一丁目六番六号

六 契約金額
一億三千六万三千七百九十一円

七 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条第一項第二号に該当するため

八 契約担当者
山口県知事 村岡 嗣政

一 事務を担当する課の名称及び所在地
会計管理局会計課 山口市滝町一番一号

二 契約に係る特定役務の名称及び数量
令和七年度財務会計システム再開発に係る要件定義等業務 一式

三 契約の相手方を決定した手続
随意契約

四 契約の相手方を決定した日
令和七年三月二十五日

五 契約の相手方の名称及びその主たる事務所の所在地
株式会社日立製作所 東京都千代田区丸の内一丁目六番六号

六 契約金額
四千七百九十二万二千九百三十円

七 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条第一項第二号に該当するため

八 契約担当者
山口県知事 村岡 嗣政



山口県選挙管理委員会告示第二十一号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第三号の規定により市町

の選挙管理委員会が指定した個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設は、次のとおりである。

令和七年五月十六日

名	称	所	在	地	指	定	年	月	日
長門市中央交流プラザ	長門市東深川一三二四の一	令和七、	四、	一					
長門市通交流プラザ	通六七の一五	〃	〃	〃					
長門市仙崎交流プラザ	仙崎二〇〇〇	〃	〃	〃					
長門市俵山交流プラザ	俵山二三〇二の一	〃	〃	〃					
長門市三隅交流プラザ	三隅下五一八	〃	〃	〃					
長門市三隅交流プラザ	三隅上三二二八の一	〃	〃	〃					
長門市宗頭交流プラザ	油谷新別名一〇八〇三	〃	〃	〃					
長門市油谷中央交流プラザ	油谷後畑一八九四の一	〃	〃	〃					
長門市宇津賀交流プラザ	油谷向津具下三二六五の二	〃	〃	〃					
長門市向津具交流プラザ	〃	〃	〃	〃					

山口県選挙管理委員会告示第二十二号

個人演説会等を開催することができる施設に関する告示（平成八年山口県選挙管理委員会告示第九十七号）の一部を次のように改正する。

令和七年五月十六日

山口県選挙管理委員会委員長 黒 瀬 邦 彦
「日置農村環境改善センター」を「長門市日置交流プラザ」に、「宇津賀集落センター」を「長門市宇津賀交流プラザ」に改める。

山口県選挙管理委員会告示第二十三号

個人演説会等を開催することができる施設に関する告示（平成八年山口県選挙管理委員会告示第百十二号）の一部を次のように改正する。

令和七年五月十六日

山口県選挙管理委員会委員長 黒 瀬 邦 彦
「長門市物産観光センター」を「長門市中央交流プラザ」に改め、

